

別表（帯広市告示第 198 号）

1	工事番号	2			
2	工事概要	工事名	南町中学校増築電気設備工事		
		工事場所	西17条南35丁目28番1、30番33		
		工事内容	【校舎増築】敷地面積：32,157.65㎡、鉄筋コンクリート造3階建、延床面積：981.00㎡【仮設校舎】鉄骨造2階建、延床面積：2,959.38㎡【仮設渡り廊下】木造平屋建、延床面積：85.77㎡、工事概要：増築棟新設電気設備工事および仮設校舎電気設備工事		
		工期	契約締結日の翌日(翌日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、翌開庁日)から 令和8年11月4日まで		
3	予定価格	(消費税込み額)	179,740,000 円		
4	発注方式		共同企業体施工		
		構成員の数	3		
5	参加資格要件		代表者	構成員	構成員
		工種	電気工事	電気工事	電気工事
		等級	A 等級	A 等級	A 等級またはB 等級
		所在地	帯広市内に建設業許可の本店を有する者であること。	帯広市内に建設業許可の本店を有する者であること。	帯広市内に建設業許可の本店を有する者であること。
		施工実績 ※平成22年4月1日以降に工事が完成、引渡しが済んでいるもの。（共同企業体で施工した工事を実績としようとするときは、当該共同企業体の構成員として出資比率が20％以上の場合に限る。）	公共建築物で以下の条件全てに該当する電気設備工事の元請実績があること。 構造：施工床面積500㎡以上の非木造 種別：新築、増築又は改築	公共建築物で以下の条件全てに該当する電気設備工事の元請実績があること。 構造：非木造 種別：新築、増築又は改築	公共建築物で以下の条件全てに該当する電気設備工事の元請実績があること。 構造：非木造 種別：新築、増築又は改築
		技術者	告示文を参照のこと。		
		当該工事に係る設計業務等の受託者	岡田・東光・門 特定委託業務共同企業体		
6	入札参加意思の確認	入札参加意思表明書	提出が必要		
7	入札参加資格申請のその他必要書類	特定建設工事共同企業体協定書	提出が必要		
		配置予定技術者経歴書	提出が必要（入札後、最低価格入札者の代表者及び全ての構成員）		
		同種又は類似工事施工実績書	提出が必要（入札後、最低価格入札者のみ）		
8	入札書以外の指定書類	工事費内訳書	提出が必要		

9	落札者の決定方法		当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ帯広市低入札価格調査及び最低制限価格実施要綱（平成20年4月1日制定）に規定する調査基準価格を設けるものとし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本工事に係る契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。また、失格判断基準を下回る入札を行った者については落札者とせず、失格の扱いとする。
		低入札価格調査における失格判断基準の適用区分	一般工事
10	契約締結に関する事項	契約締結期限	落札決定の通知を受けた日から7日後（7日後が土曜日、日曜日又は休日の場合は翌開庁日）まで。 期限までに契約を締結しないときは、落札を取り消す。
		契約保証金	納付（ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。）
		支払限度額	令和7年度 0.41％ 令和8年度 99.59％
11	前払金、中間前払金及び部分払	前払金	契約金額が250万円以上の工事については、請求により支払限度額の4/10の範囲において前金払をする。
		中間前払金	契約金額が250万円以上かつ工期が90日以上工事の工事で市が定める要件を満たす場合には、請求により前金払に加え工事代金の2/10の範囲において追加的に前払いすることができる。ただし、部分払との併用はできない。
		部分払	契約金額が1,000万円以上の工事については、出来形部分の工事金額500万円を超えるごとに部分検査を行い、その9/10以内に相当する金額の部分払をすることができる。ただし、部分払は3回を限度とする。
12	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に規定する対象工事		対象工事でない。
13	注意事項		(1) 告示本文及び入札説明書を参照のこと。 (2) この工事契約は帯広市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例（昭和39年条例第18号）の規定により市議会の議決に付す必要があるため、仮契約後に議会の同意を得たうえで本契約を締結する。 (3) 落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。 (4) 設計図書はホームページ上からダウンロードできる。 (5) 本工事は、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱要領」の対象工事である。 (6) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者と協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日による施工を行うこととする。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても、通期の週休2日による施工に努めること。
14	施工担当課		住宅営繕課